

市報第10号
横浜市建築基準条例及び
横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例
の一部改正についての専決処分報告

1 趣旨

平成30年6月27日の建築基準法（以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、令和元年6月19日に、関係する建築基準法施行令（以下「政令」といいます。）も一部改正・公布され、同月25日に施行されました。

この政令改正に伴い、横浜市建築基準条例（以下「建築基準条例」といいます。）及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（以下「不燃化推進条例」といいます。）を政令の施行日までに改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、項ずれ等について、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決処分を行いました。

この専決処分について、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものです。

2 改正概要

(1) 建築基準条例の改正（第16条、第29条、第53条の6、第53条の8）

建築基準条例では、防火区画について規定している政令第112条のうち第12項から第15項までを引用していましたが、政令改正に伴い第17項から第20項までに項ずれしたため、所要の改正を行いました。

(2) 不燃化推進条例の改正（第6条）

不燃化推進地域内の建築物に係る防火上必要な基準として、政令第136条の2の基準を引用していましたが、政令改正により、当該基準が国土交通省告示へ移行する等の改正がなされ、不燃化推進条例の規定の引用先がなくなってしまうため、当面、従前の基準を維持できるよう、所要の改正を行いました。

3 施行日

令和元年6月25日施行（法及び政令の施行日と同日）